

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」着ぐるみ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、着ぐるみを使用する期間の初日前3月から使用する期間の初日前5日までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときに除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、企業、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 着ぐるみの適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (5) その他町長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」着ぐるみ使用承認書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用承認期間)

第4条 着ぐるみの使用承認期間は、原則として3日以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 使用承認期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他使用承認書に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(使用者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者及び第三者に生じた損害については、町長は一切その責めを負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」 着ぐるみ使用申請書

年 月 日

池田町長 殿

申請者 住所

氏名

下記のとおり、長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ～みん」の着ぐるみを使用した
いので、申請します。なお、万が一着ぐるみを汚損した場合は、責任をもって原状復帰のた
めの処置と費用を負担します。

記

1 使用用途	イベント等名称 使用場所
2 使用期間	借受日 年 月 日 () 午前・午後 時頃 返却日 年 月 日 () 午前・午後 時頃 ※使用日時 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
3 連絡先	(担当者氏名) (連絡先)
4 添付書類	・企画書等、開催日時、場所、内容がわかるもの ・てるみん・ふ～みんの出演の詳細等を記載したもの

様式第 2 号（第 3 条関係）

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

池田町長

長野県池田町キャラクター「てるみん・ふ〜みん」着ぐるみ使用について、次のとおり承認します。

使用承認期間	年 月 日 から 年 月 日まで
引き渡し日時	年 月 日 午前・午後 時 分
返却予定日	年 月 日 午前・午後 時 分
使用条件	
その他	